

厚生労働大臣が定める掲示事項

(令和6年2月1日現在)

I. 院内感染防止、医療安全管理体制について

当院では、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

II. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出ください。

III. 保険外負担に関する事項（ご希望による）

当院では、次の事項について費用の負担をお願いしております。また、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連したサービスや物についての費用や

「施設管理費」等曖昧な名目での徴収は、法令で一切認められておりませんので、患者さんにご負担をお願いするようなことはありません。

○各種文書交付料：当院の規定料金

○検査料：診療報酬点数に準じる

○予防注射料：実費

三友堂クリニック